

＜入札公告 注意事項＞

電子入札システム（以下「システム」という。）が機器更新のため、平成 28 年 12 月 28 日（水）午後 6 時から平成 29 年 1 月 19 日（木）午前 9 時まで、稼働停止となり利用できなくなります。

このため、入札参加希望者からの提出資料並びに発注者からの回答等を確認する期間を確保するため、以下の期間をシステム使用中止期間とします。なお、システムにより手続きを行う提出者においては、システム使用中止期間に該当する手続きについて下記の取扱いとします。

システム使用中止期間：平成 28 年 12 月 27 日（火）午後 6 時
～平成 29 年 1 月 19 日（木）午前 9 時

1) 1 (8)について

本業務は、資料の提出及び入札等の手続きはすべて書面により手続きを行うものとする。なお、紙入札方式に関して発注者の承諾を必要としない

入 札 公 告

（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり一般競争入札に付する。

本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。なお、本業務の予定価格が 1, 0 0 0 万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

また、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る平成 29 年度本予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とするものである。

今回の業務に参加可能な実績を有し、業務拠点の参加条件を満たす者は、40 者程度が見込まれる。

本業務は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という）に基づき実施される業務である。

平成 29 年 1 月 5 日

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長 寺沢 直樹



1. 業務概要

（1）業務名 国道 42 号由良町里地区他用地補償総合技術業務（電子入札対象件）

(2) 業務目的 本業務は、和歌山河川国道事務所における道路及び河川の整備事業等に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する公共用地交渉等を行い、当該事業の用地取得の早期進捗を図ることを目的とする業務である。

(3) 業務の内容

本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。

なお、本業務は、発注者が受注者にする指示及び承諾行為は受注者の主任担当者に対して行うため、実施する担当技術者又は業務従事者は主任担当者の管理下において作業を行うものである。

- 1) 概況ヒアリング等
- 2) 現地踏査等
- 3) 関係権利者の特定
- 4) 補償額算定書の照合
- 5) 補償金明細表の作成
- 6) 公共用地交渉方針の策定及び公共用地交渉用資料の作成
- 7) 権利者に対する公共用地交渉
- 8) 公共用地交渉後の措置
- 9) 移転履行状況等の確認後の措置
- 10) その他の業務

その他の業務は、移転に伴う法令上の制限の有無及びその内容について、権利者からの情報提供の求めに対する関係機関への確認及びその情報提供等をいう。

11) 本業務の権利者数は33名を予定している。

(4) 本業務の履行箇所

本業務の履行箇所は、以下のとおりである。

- 1) 国道42号由良町里地区歩道設置（和歌山県日高郡由良町大字里地内）
- 2) 国道42号湯浅町湯浅交差点改良（和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅地内）
- 3) 国道42号海南市下津地区歩道設置（和歌山県海南市下津町上地内）
- 4) 国道24号紀の川市名手西野地区歩道設置（和歌山県紀の川市名手西野地内）
- 5) 紀の川改修五條市二見地区工事（奈良県五條市二見地内）

(5) 技術提案に関する要件

業務を実施するにあたっては以下の視点から、競争参加資格確認申請書等を提出する者（以下「競争参加資格確認申請者」という。）は創意工夫を発揮し、質の向上に努めるための、各提案を行うものとする。

1) 業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

2) 本業務における留意点に対する技術提案

競争参加資格確認申請者は、留意点を踏まえた技術提案を行うこととする。

留意点：地権者の理解を得るための説明手順（留意事項）について

（６）成果物について

本業務により提出される成果物は以下のものであるが、その内容において、誤字・脱字、計算間違い、適用基準の間違い、入力間違い等に十分留意すること。

- １）補償金明細表 １式
- ２）用地補償総合技術業務協議書 １式
- ３）権利者から確認を得た調書の写し又は遺産分割協議書等の写し １式
- ４）権利者へ交付及び説明した補償金提示書の写し １式
- ５）権利者の署名押印済みの補償契約書の写し １式
- ６）公共用地交渉記録簿 １式
- ７）移転履行状況等確認報告書 １式
- ８）用地補償総合技術業務日報 １式
- ９）権利者毎の公共用地交渉達成状況引継書 １式
- １０）その他業務発注担当部署が指示したもの

（７）履行期間

平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日

- （８）本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料の提出及び入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えるものとする。

２．競争参加資格

競争参加資格確認申請者は、下記２-１．に掲げる資格を満たしている単体企業又は下記２-２．に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

２-１．単体企業

- （１）法第１５条において準用する法第１０条各号に該当する者でないこと。

なお、入札に参加しようとする者は、競争参加資格を確認する資料として、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに、入札説明書の様式-１０に従い、次に掲げる事項を記載した誓約書を提出すること。

- １）法第１５条において準用する法第１０条各号のいずれにも該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
- ２）暴力団排除に関する欠格事由（法第１５条において準用する法第１０条第４号及び第６号から第９号までに規定する内容）について近畿地方整備局が別に定める手続（入札説明書の別添資料を参照。）により行う警察庁への意見聴取に協力すること。なお、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認を受けた後であっても競争参加資格を満たさない者として入札無効とされることに異存がないこと。また、近畿地方整備局が行う警察庁への意見聴取に協力しなかったときは、近畿地方整備局競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）第６条第１項第１１号に該当するものとして入札無効とされることに異存がないこと。

- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成27・28年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
- (4) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けたものを除く）でないこと。
- (7) 入札参加希望者は代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該業務の入札説明書及び設計図書等に基づき資料を作成すること。ただし、電子記録媒体（CD-R等）を下記4.（1）に持参することにより電子データの交付を受け、資料を作成した者も可とする。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）（以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門全ての登録部門において登録を受けていること。
- なお、登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門全ての登録部門において登録を受けていない企業も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、開札の時において、登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門全ての登録部門において登録を受けていなければならない。
- (10) 本業務に設計共同体として資料を提出した場合、その構成員は、単体として資料を提出することはできない。

2-2. 設計共同体

上記2-1.（1）から（9）（ただし、上記2-1（7）については設計共同体の構成員のうち一者が満たしていればよい。）に掲げる条件を満たし

ている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年1月5日付け近畿地方整備局長）に示すところにより、近畿地方整備局長から国道42号由良町里地区他用地補償総合技術業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を開札の時までに受けているものであること。

2-3. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない）に抵触するものではないことに留意すること。

（1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等を言う。以下、同じ。）である場合は除く。

1) 親会社と子会社の関係にある場合

2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

1) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（3）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-4. 競争参加資格確認申請者に関する要件

（1）中立公平性に関する要件

入札に参加しようとする者は、本業務の履行箇所に係る被補償者との間において、資金的・人的関係がないこと（※）。

※「資金的・人的関係がないこと」とは、次のことをいう。

1) 会社法に基づく子会社、親会社の関係にないこと。

2) 入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。

（2）誓約書の提出

上記（1）における中立公平性が確認できる誓約書を入札説明書の様式-10、-11にて提出することとする。

なお、誓約書の提出期限は競争参加資格確認申請書と同様とする。

(3) 業務実施体制に関する要件

- 1) 競争参加資格確認申請者は、近畿地方整備局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に業務拠点（配置予定主任担当者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。
- 2) 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- 3) 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- 4) 設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

(4) 業務実績に関する要件

競争参加資格確認申請者は、平成14年度以降に完了した以下に示す業務（平成28年度完了予定も対象に含む。）において、1件以上の実績を有すること。設計共同体にあっては、構成員のうちのいずれかの企業が、平成14年度以降に完了した以下に示す業務（平成28年度完了予定も対象に含む。）において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本業務公告時において未完了の業務の業務成績は含まない）の場合は実績として認めない（なお、業務成績評定がなされていない業務も実績として認めるものとする。）。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」（平成20年10月1日付け国土用第43号。以下「運用通知」という。）記1の別紙に定めるいずれかの業務（用地補償技術補助業務、用地補償総合技術業務、用地補償交渉技術業務、用地補償積算技術業務、用地補償審査技術業務、用地関係資料作成整理等業務及び用地調査点検等技術業務を含む。）

2-5. 配置予定主任担当者等に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定主任担当者の資格等

業務の履行をつかさどる者として、下記1)、2)、3)、4)及び5)のすべての条件を満たす者1名を主任担当者として置かなければならない。

1) 次のいずれかの資格等を有する者

イ 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者

ロ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者

ハ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者。

ニ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年3月28日理事会決定）（以下「実施規

程」という。)第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

ホ 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

2) 配置予定主任担当者に必要とされる同種又は類似業務の実績

配置予定主任担当者は、平成14年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(平成28年度完了予定も対象に含む。)において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない(なお、業務成績評定がなされていない業務も実績として認めるものとする。)

業務実績には、平成14年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務の実績として認める。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める(ただし、照査技術者として従事した業務は除く)。

同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定める補償関連部門の補償説明業務又は総合補償部門の公共用地交渉業務(用地補償技術補助業務、用地補償総合技術業務及び用地補償交渉技術業務を含む。)

類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定めるいずれかの業務(同種業務を除き、用地補償積算技術業務、用地補償審査技術業務、用地関係資料作成整理等業務及び用地調査点検等技術業務を含む。)

3) 直接的雇用関係

配置予定主任担当者は、本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に、本業務の受注者と直接的雇用関係がなければならない。

なお、受注者(競争参加資格確認申請書の提出者)と直接的雇用関係にあることが確認できる誓約書(様式-10、-12)を添付すること。

4) 手持ち業務量

配置予定主任担当者は、平成29年4月1日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が平成29年3月31日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下、同じ。)が4億円未満かつ10件未満であること。ただし、手持ち業務とは主任担当者又は担当技術者(測量又は地質調査業務における主任技術者

及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む。) となっている契約金額が500万円以上の業務をいう。

ただし、本業務の予定価格が1,000万円を超える業務においては、平成29年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

また、本業務の履行期間中は主任担当者の手持ち業務量が契約金額4億円、件数で10件（平成29年4月1日現在での手持ち業務に、国土交通省所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には契約金額で2億円、件数で5件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当であると認められる場合には、当該主任担当者を、以下のイ) から二) までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

イ) 当該主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

ロ) 当該主任担当者と同等の技術者資格を有する者

ハ) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

5) 配置予定主任担当者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

(2) 配置予定担当技術者の資格等

担当技術者を設置する場合は、下記1) 及び2) に示す条件をすべて満たす者を置かなければならない。

1) 次のいずれかの資格等を有する者

イ 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し5年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し3年以上の指導監督的実務の経験を有する者

ロ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験5年以上を含む10年以上の実務の経験を有する者

ハ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者

ニ 実施規程第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

ホ 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

2) 予定担当技術者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていな

いこと。

(3) 配置予定業務従事者の資格等

配置予定業務従事者については、下記1)及び2)に示す条件をすべて満たす者であること。ただし、業務従事者を複数名配置する場合、うち1名については、下記1)を満たす必要はない。

- 1) 公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の実務経験を有する者（行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない）
- 2) 配置予定業務従事者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

2-6. 競争参加資格確認申請書等に関する要件

競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。
- 3) 上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の満点）×（1－入札価格／予定価格）

価格評価点の満点は30点とする。

3）技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記A、B、C、の評価項目毎及び本業務の予定価格が1,000万円を超える場合には、Dの評価項目を加え評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

A 配置予定技術者の経験及び能力

B 実施方針

C 技術提案

D 技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝（技術評価点の満点）×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（Aに係る評価点）＋（技術提案評価点）×（Dの評価に基づく履行確実性度）

技術提案評価点＝（Bに係る評価点）＋（Cに係る評価点）

4）総合評価は入札者の申し込みに係る上記1）、2）、3）により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

4．入札手続等

（1）担当部局

〒640－8227

和歌山市西汀丁16番 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所

契約事務管理官

電 話 073－402－0261（経理課直通） 内線301

FAX 073－436－3658

（2）入札説明書及び見積りに必要な図書等の交付期間、場所及び方法

入札説明書及び見積りに必要な図書等は、電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄からダウンロードすること）。交付期間は、平成29年1月5日（木）から平成29年1月20日（木）までのうち行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、9時00分から18時00分までとする。

なお、交付最終日は、12時00分までとする。

ただし、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子記録媒体（CD-R等）を下記申込先に持参することにより、電子データにて交付するので、下記申込先にあらかじめ申し出ること。

1）交付期間：平成29年1月5日（木）から平成29年1月20日（金）

までのうち、休日を除く毎日、9時00分から16時30分。

2) 申込先及び交付場所：和歌山市西汀丁16番

近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所

契約事務管理官

電話 073-402-0261 (経理課直通) 内線 301

3) 交付申込期限：平成29年1月20日(金) 12時00分まで

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

平成29年1月5日(木) から平成29年1月20日(金) 12時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て持参する場合は、平成29年1月20日(金) 12時00分までに上記(1)に必着とする。

(4) 競争参加資格確認申請書等に関する書類審査の実施

書類審査では競争参加資格確認申請書等に記載された内容の確認を行う。また、必要に応じ、以下の事項についてヒアリングを実施する場合がある。

1) 実施方法：電話による

2) 実施期間：平成29年1月23日(月) から平成29年1月27日(金)

3) ヒアリング時間：別途連絡

4) ヒアリング対象者：配置予定主任担当者

5) ヒアリングにおける質疑応答内容

- ・配置予定主任担当者の経歴について
- ・配置予定主任担当者の業務実績について
- ・実施方針について
- ・技術提案について

(5) 競争参加資格確認結果の通知日

競争参加資格確認結果通知は平成29年2月2日(木)を予定する。

(6) 入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること(郵送又はFAXによる提出は認めない)。

1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、平成29年2月17日(金) 12時00分

2) 紙により持参の場合は、平成29年2月17日(金) 12時00分

3) 開札は、平成29年2月20日(月) 10時00分

近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 入札室 にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除

2) 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続における交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

(7) 本業務は、平成29年4月1日から履行を開始するものとする。

本業務は、落札決定を保留としたうえで、落札予定者を決定するものであり、落札決定及び契約締結は平成29年4月3日とする。

なお、本業務は、平成29年度予算が成立し、支出負担行為計画示達が行なわれることを条件とした入札であり、当該業務にかかる平成29年度の予算が成立し支出負担行為計画示達日が平成29年4月4日以降となった場合は、落札決定及び契約締結は支出負担行為計画示達日とする。

また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

(8) 予算成立の事情により、本業務の入札日を変更する場合や、取りやめる場合がある。

(9) 履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、競争参加資格確認申請書等とは別に追加資料の提出を求める場合がある。

(10) 国土交通省が行う警察庁への意見聴取に対する協力について

本業務は、法第2条第7項に規定する民間競争入札の対象であるため、参加者について、暴力団排除に関する欠格事由（法第15条において準用する法第10条第4号及び第6号から第9号までに規定する内容をいう。）への該当の有無を警察庁へ意見聴取することが必要な業務である。

そのため、入札に参加しようとする者は、「暴力団排除に関する欠格事由の確認について」（入札説明書の別添資料）を踏まえ、当地方整備局が行う警察庁への意見聴取に協力しなければならないものとする。

なお、必要な資料を適時に提出しないなど上記手続に協力しているとは認められないときは、入札心得第6条第1項第11号に該当するものとして入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される）ことに留意すること。

また、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認をした後であっても競争参加資格を満たさない者として入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される）ことに留意すること。

(11) 詳細は入札説明書による。

以上